

令和7年度 福岡市人権尊重作品募集要項

1 趣旨

人権尊重週間行事の一環として、生徒及び市民を対象に、人権尊重やさまざまな人権問題の解決に資する作品を募集し、応募作品による人権啓発ポスター等の作成及び人権尊重週間期間中の展示などを通して、各学校や地域等における人権教育・啓発を推進し、人権を尊重する意識の一層の高揚を図るもの。

2 主催

福岡市人権尊重行事推進委員会（事務局：市民局人権部人権啓発センター）

3 募集要項

（1）作品の種類等

	作文	標語	ポスター・絵画
テーマ	日常の家庭生活、学校生活、グループ活動又は地域社会で見たり、感じたり、体験したりした中から、趣旨に沿った内容を表現したもの		
対象者	福岡市内にお住まいの方 福岡市内に通勤もしくは通学されている方		
対象学年	①小学校1年生～6年生 ②中学校1年生～3年生 ③一般(高校以上) ※②中学作文は、福岡法務局・福岡県人権擁護委員連合会主催と連携実施	①小学校5年生～6年生 ②中学校1年生～3年生 ③一般(高校以上)	①小学校1年生～6年生 ②中学校1年生～3年生 ③一般(高校以上)
内容	●<u>小学校1、2年生</u> 450字以内 (224字詰め原稿用紙又は400字詰め原稿用紙使用) ●<u>小学校3、4年生</u> 1500字以内 (306字詰め原稿用紙又は400字詰め原稿用紙使用) ●<u>小学校5、6年生</u> 2000字以内 (400字詰め原稿用紙使用) ●<u>中学校1～3年生</u> 全国中学生人権作文コンテスト福岡県大会」実施要領参照 ●一般(高校以上) 2000字以内 (400字詰め原稿用紙使用)	●（様式4）標語応募用紙又は400字詰め原稿用紙 ※「5・7・5」である必要はない	●4つ切り画用紙（約38cm×54cm） ●紙質は問わない ●水彩画、はり絵又は版画など表現は自由 ●文字及び標題となる言葉は趣旨に沿うもの

※作品作成方法や提出方法については、別紙「福岡市人権尊重作品募集提出要領」

①小学校用、②中学校用、③一般(高校以上)用を確認すること。

(2) 審査及び作品の取扱い

- ① 審査は、主催者が委嘱する審査委員が行う。
- ② 審査によって入選作品を選定するが、入選作品について等級はつけない。
- ③ 入選作品を使用して、人権尊重週間ポスター等を制作する。
- ④ 市民啓発を推進するため、人権尊重週間期間中などに、標語、ポスター・絵画の入選作品を市役所等に展示する。
- ⑤ ポスター・絵画については、入選作品の中から選考し、福岡市人権啓発センターのホームページに掲載する。
- ⑥ 応募作品のうち、ポスター・絵画は返却するが、作文、標語は返却しない。
- ⑦ 主催者は、応募者に対し、入選作品の一部修正を依頼することがある。
- ⑧ 入選作品は、人権啓発事業のために主催者又は福岡市が、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、パンフレット類、文具類、パネルなどに利用できるものとする。
(例) 人権啓発広報紙(人権啓発センター、各区役所作成)に掲載
こころのオルゴールのシナリオに使用 など

(3) 作品提出方法について

市内に通学する生徒は、学校を通じて募集しているため、各学校へ提出する。

(4) 作品の提出について(福岡市人権啓発センター窓口持参の場合)

- ① 作品受付期間
令和7年8月27日(水)～9月8日(月) 午後8時30分まで
※8月30日(土)、31日(日)、9月7日(日)は、休館日のため受付不可
- ② 受付時間
午前10時～午後8時30分
※9月6日(土)は、午後5時00分まで
- ③ 受付場所
福岡市中央区舞鶴2丁目5-1 あいれふ8階 福岡市人権啓発センター

(5) 作品の提出について(郵送の場合)

- ① 作品受付期間
令和7年8月27日(水)～9月8日(月) 必着
- ② 送付先
〒810-0073
福岡市中央区舞鶴2丁目5-1 あいれふ8階
福岡市人権啓発センター 人権尊重作品担当

【人権啓発センターについて】

- | | |
|---------|--|
| ◎ 開館時間 | 午前10時から午後9時まで(土曜日は、午後5時30分まで) |
| ◎ 休 館 日 | 最終土曜日、日曜日、祝休日等、年末年始(12月29日～翌年1月3日) |
| ◎ 連 絡 先 | TEL: 092-717-1237 FAX: 092-724-5162 |
| ◎ 交通案内 | ●福岡市市営地下鉄/「赤坂駅」下車3番出口 徒歩6分
●西鉄バス 那の津通り「長浜2丁目」バス停より徒歩約3分
昭和通り「法務局前」バス停より徒歩約5分 |